

令和4年度 第1回 福岡市地域公共交通会議

日 時：令和4年5月9日（月）15時00分～
会 場：エルガーラホール 7階 会議室2

会議次第

1 開会

2 議題

1) 壱岐南地区におけるオンデマンドバスの実証運行について 議題1

3 報告

1) 賀茂藤崎線の割引等について 報告1

2) オンデマンド交通社会実験について 報告2

4 閉会

令和4年度 福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順

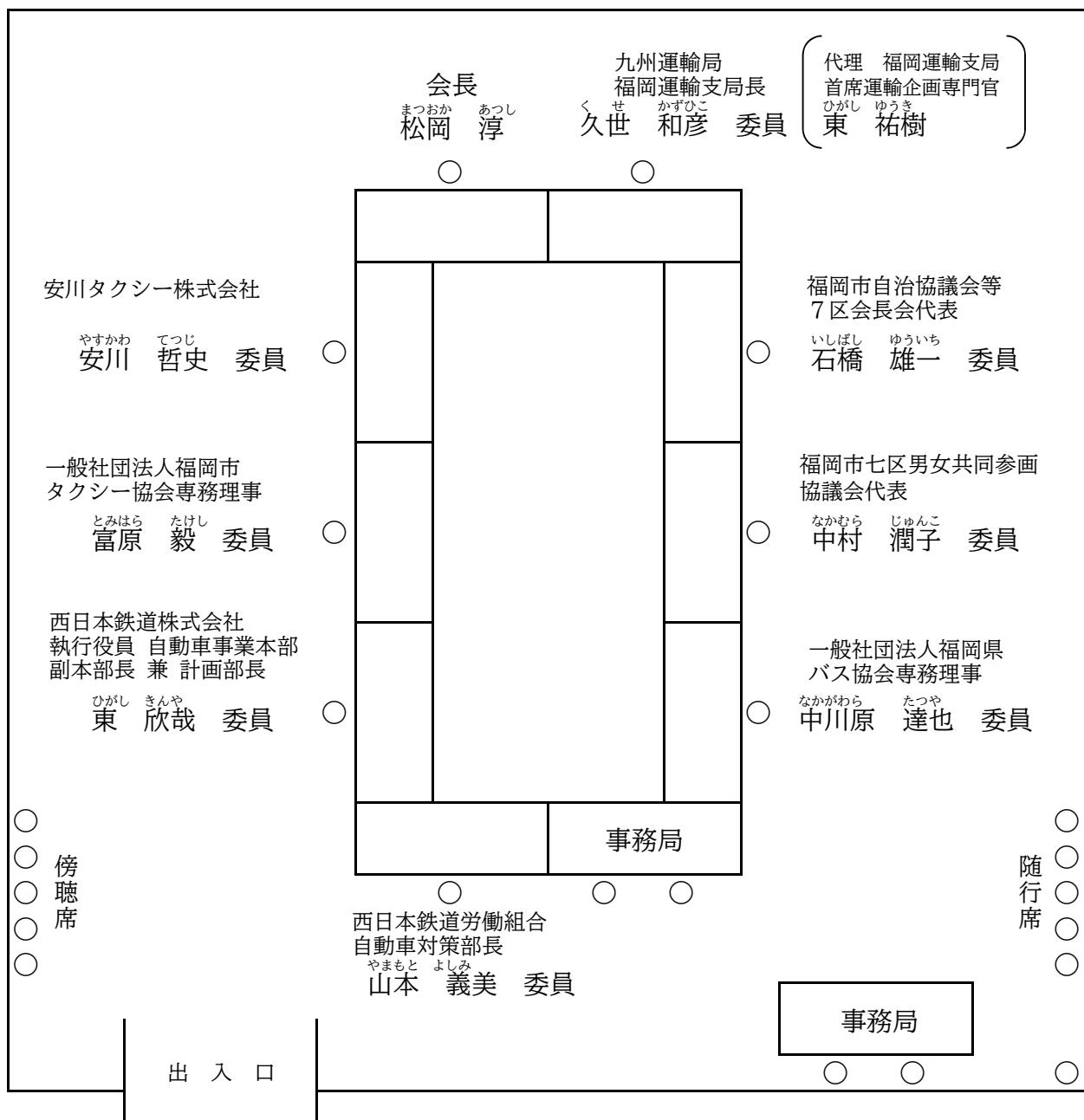
所 属	氏 名	備考
福岡市自治協議会等7区会長会 代表	いしばし 石橋 雄一	
九州運輸局 福岡運輸支局長	くせ 久世 和彦	
一般社団法人 福岡市タクシー協会 専務理事	とみはら 富原 賀	
一般社団法人 福岡県バス協会 専務理事	なかがわら 中川原 達也	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	なかむら 中村 潤子	
西日本鉄道株式会社 執行役員 自動車事業本部副本部長 兼 計画部長	ひがし 東 欣哉	
安川タクシー株式会社 代表取締役	やすかわ 安川 哲史	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	やまもと 山本 義美	
福岡市 住宅都市局 都市計画部長	まつおか 松岡 淳	会長

事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課長	たなか 田中 豊久	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 公共交通支援係長	なかむら 中村 義秀	

令和4年度 第1回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：令和4年5月9日（月）15時00分から
会場：エルガーラホール 7階 会議室2



今回の議題の位置づけについて

今回の福岡市地域公共交通会議では、道路運送法に基づく協議及び、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議を行う。

■道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条第四項 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

■道路運送法施行規則（抜粋）

（法第九条第四項の合意しているとき）

第九条の二 法第九条第四項の合意しているときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調っているときとする。

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
- イ 道路管理者
- ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

■地域公共交通会議の目的「地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン」（抜粋）

「地域公共交通会議」は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項、その他これらに関する必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

（1）生活交通の在り方に関する事項

（2）特別対策区域に関する事項

（3）前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

報告2

議題1
報告1

福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

規則第135号

改正 平成24年8月16日規則第112号

平成26年3月31日規則第89号

平成28年3月28日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3に規定するところにより、市長が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務（以下「調査等の事務」という。）を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項についての調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。

3 交通会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定められた協議を行うため交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 本市の住民
- (2) 関係事業者の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市局都市計画部交通計画課において処理する。

(平成24規則112・平成26規則89・平成28規則43・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関する必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則（平成24年8月16日規則第112号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第89号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第43号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に關し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催手続)

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に關係のある臨時委員に対して通知するものとする。

(委員の代理)

第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

(会議の議事進行)

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

(傍聴の取扱)

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に誂って傍聴を認めないとすることができる。

- 2 傍聴人は、静穩に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(会議録)

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

(書面開催)

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求める。その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることはできない。
- 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に關係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。
この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。

壱岐南地区における オンデマンドバスの実証運行について

壱岐南地区におけるオンデマンドバスの実証運行について

1. 趣旨

壱岐南地区におけるオンデマンドバスの実証運行については、令和元年度第4回福岡市地域公共交通会議における議決を経て、令和2年6月1日より開始しており、公共交通の利便性向上に資することから、実証運行期間の延長について会議に諮るもの。

2. 路線概要

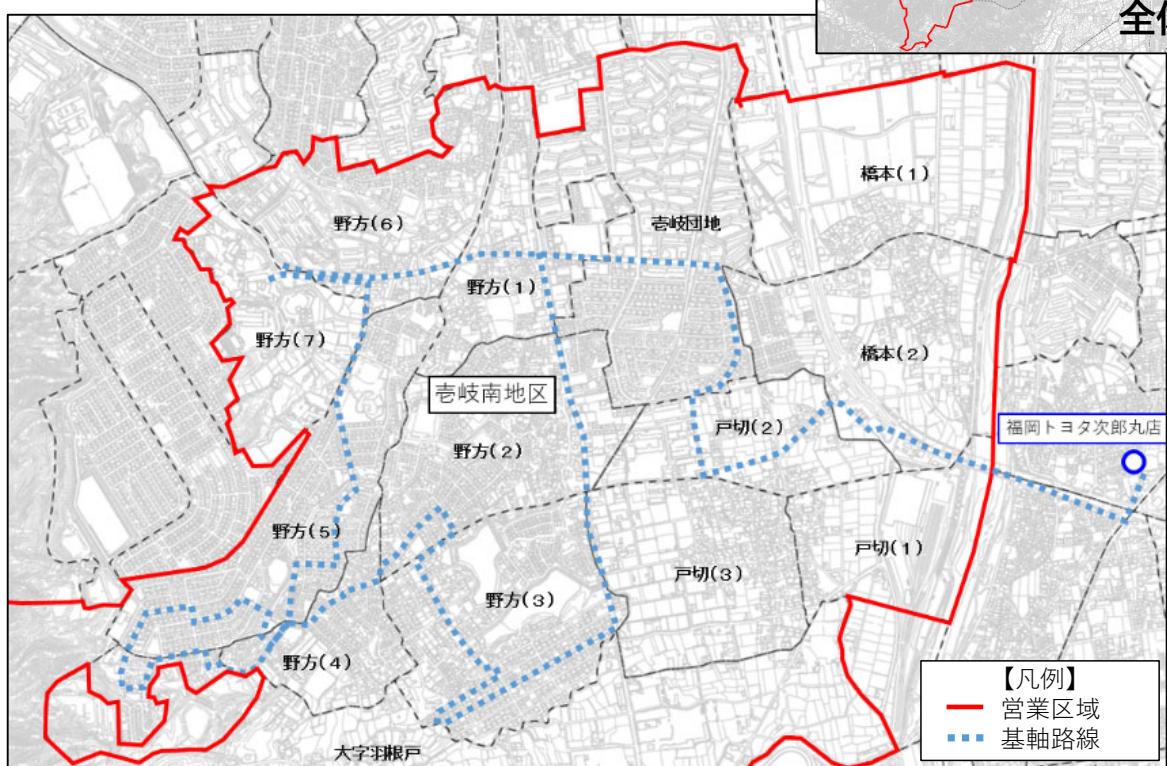
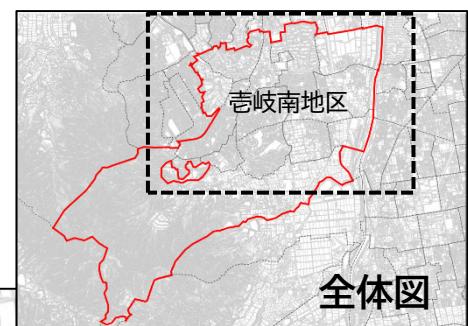
- (1) 運行事業者 西日本鉄道株式会社
 (2) 運行の態様 区域運行（道路運送法施行規則第3条の3）
 (3) 営業の区域
 壱岐南地区（西区野方1～7丁目、壱岐団地、戸切1～3丁目、橋本1～2丁目、大字羽根戸）

(4) 運行の区域

壱岐南地区（西区野方1～7丁目、壱岐団地、戸切1～3丁目、橋本1・2丁目、大字羽根戸）
 ～福岡トヨタ次郎丸店（早良区次郎丸2丁目）

(5) 利用種別

- | | | | |
|--------|---|-------------|-----|
| 壱岐南地区内 | ↔ | 壱岐南地区内：利用可 | (○) |
| 壱岐南地区内 | ↔ | 壱岐南地区外：利用可 | (○) |
| 壱岐南地区外 | ↔ | 壱岐南地区外：利用不可 | (×) |



(6) 運行形態

予約のあるミーティングポイント及び乗降場所間を効率的に運行

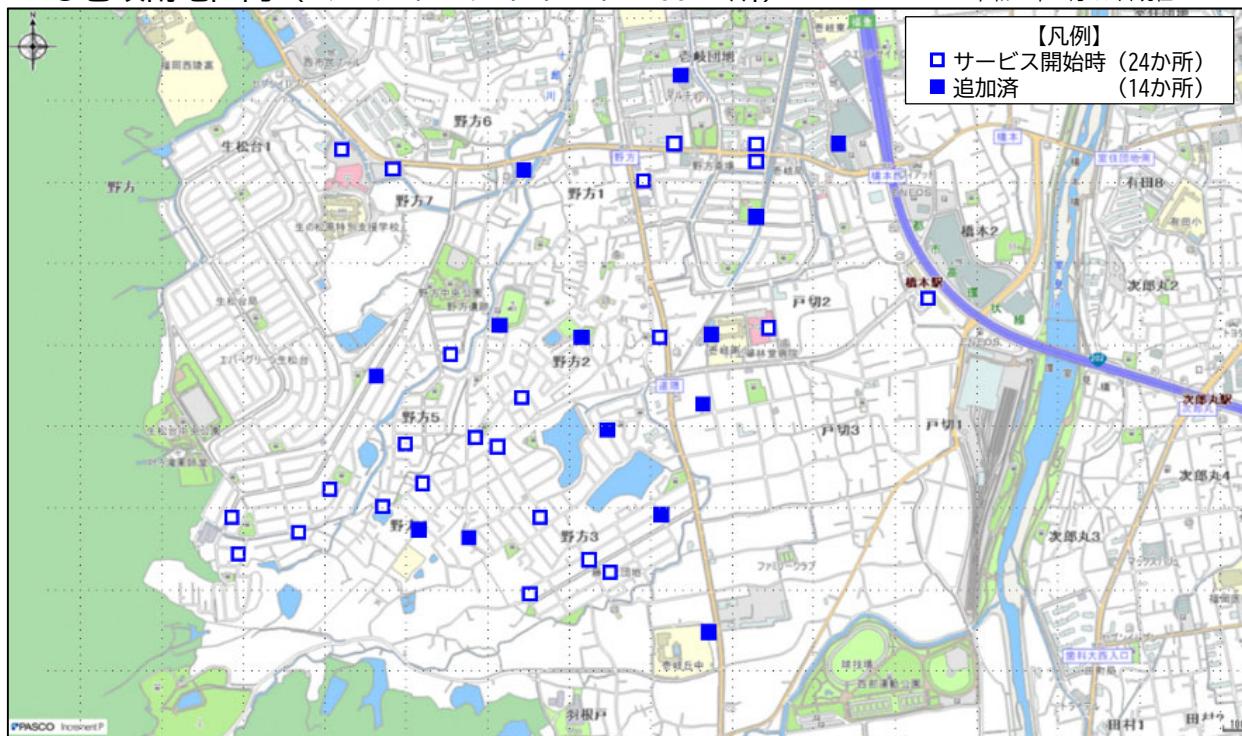
(7) 運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

(8) ミーティングポイント及び乗降場所

○壱岐南地区内（ミーティングポイント：38か所）

＜令和4年4月30日現在＞



※ミーティングポイントの設置については、今後、事業者にて関係者と協議が整い次第、隨時変更追加予定。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

○壱岐南地区外（乗降場所：1か所）



(9) 運行車両

使用車両：ワンボックス車両（乗車（運転手除く）9名）1台（予備車両1台）

※乗車定員8名で運用

※折りたたみ式車いすでの乗車は可

※利用者が一般タクシーと区別できるように車体にサービス名称を明示



(10) 運行時間

運行時間帯：8:30～18:30頃（以下予約時間内に受け付けた運送の完了まで）

（乗務員休憩時間：土日祝のみ 10:15～10:30、12:15～13:00、15:30～16:00）

運行間隔：「ミーティングポイント（乗降場所）⇒ミーティングポイント

（乗降場所）」を1便と仮定し、1時間当たり1便～6便

(11) 予約方法

予約方法：事前に会員登録の上、アプリまたは電話で予約する。

予約・取消受付：アプリ予約は24時間、

電話予約は平日土日祝 8:30～18:00

いずれも3日前から受付。



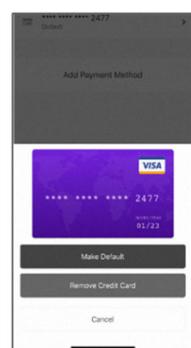
スマホアプリ上で、
簡単に出発地/目的地を設定



直ぐに最適な車両を配車。乗降ポイント、
車両情報、到着予想時刻等をご案内



自宅、職場等、日々の往来場所は事前
登録によりワンクリックで行き先指定可能



クレジットカードまたはnimocaによる
キャッシュレス決済

(12) 運賃

種類		額および適用方法
運賃	大人 12歳以上（中学生以上）	300円
	小児 6歳以上12歳未満（小学生）	150円
	幼児（未就学児） 1歳以上6歳未満	無料 旅客1名につき2名迄 単独乗車は150円
	障がい者	150円
決済手段	現金	乗車時
	nimoca (SF)	乗車時
	交通用福祉ICカード	乗車時
	クレジットカード	スマホアプリ上

※西鉄バスの各種乗車券及び定期券はご利用いただけません。

(13) 割引等

割引の種類	概要	クーポン額&付与ポイント	適用開始時期
アプリ初回ダウンロード特典	会員1名につき1回、クーポンコードを発行	400円分	サービス開始時（令和2年6月1日）
多頻度割引	1か月間で3,000円ご利用いただく毎にクーポンコードを発行	300円分	
乗継ポイント	オンデマンドバスと路線バスの乗継利用者で登録記名式ニモカカードにポイント付与 ※オンデマンドバスはクレジットカードorニモカ、路線バスはニモカ決済の場合に限る	50ポイント ※小児・幼児・障がい者割引運賃適用者は25ポイント	令和3年7月5日より販売・運用開始
eチケット	アプリ上で使える電子乗車券をアプリ上で5,000円（税込）で発行 ※本券利用時は多頻度割引の適用無し	ボーナスクーポン600円分付与	
	アプリ上で使える電子乗車券をアプリ上で2,000円（税込）で発行 ※本件利用時は多頻度割引の適用無し	ボーナスクーポン200円分付与	

※割引の種類・適用期間・適用額については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施する。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

※アプリ利用による付与。

(14) 運行期間 ※今回変更箇所

旧（現行）	令和2年6月1日から令和4年5月31日まで
新（変更）	令和2年6月1日から 令和5年5月31日 まで

3. 地域との協議状況

今回の議決事項について、地域、交通事業者、沿線施設、行政で構成される「壱岐南のーと運行連絡会議」（令和4年4月21日開催）にて合意。

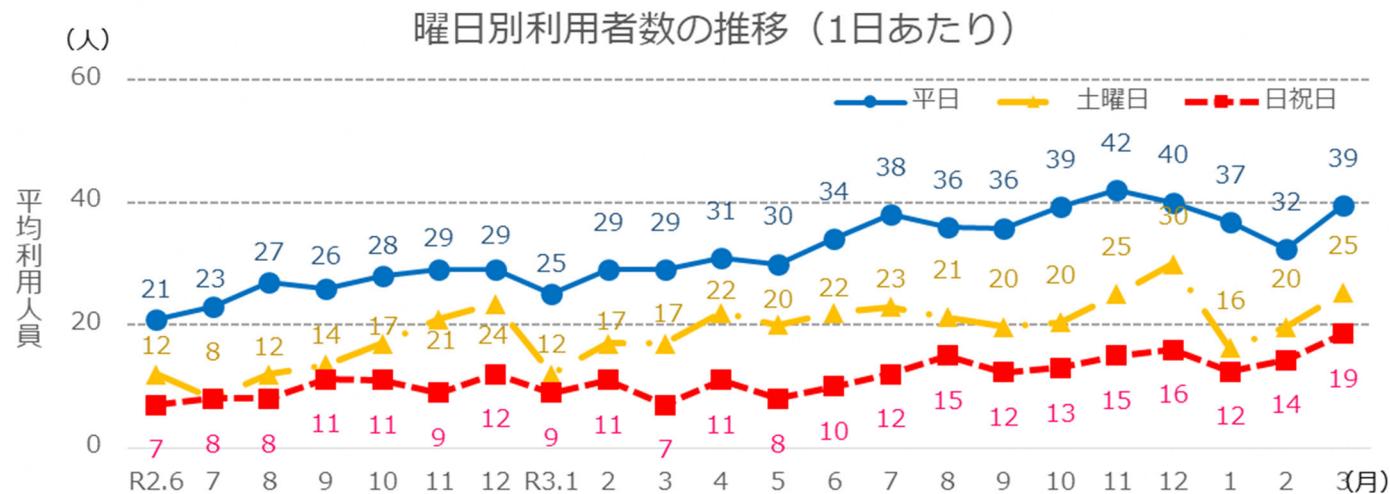
4. 議決事項

実証運行期間の延長 第3期：令和4年6月1日～令和5年5月31日（1年間）

第2期：令和3年6月1日～令和4年5月31日（1年間）
(令和2年度 第3回 福岡市地域公共交通会議 議決)

第1期：令和2年6月1日～令和3年5月31日（1年間）
(平成元年度 第4回 福岡市地域公共交通会議 議決)

(参考) 壱岐南のるーと利用状況



(参考) 周辺バス路線の状況 (西鉄バス路線図 2022年4月1日現在)



(西鉄 HP より)

賀茂藤崎線の割引等について

賀茂藤崎線の割引等について

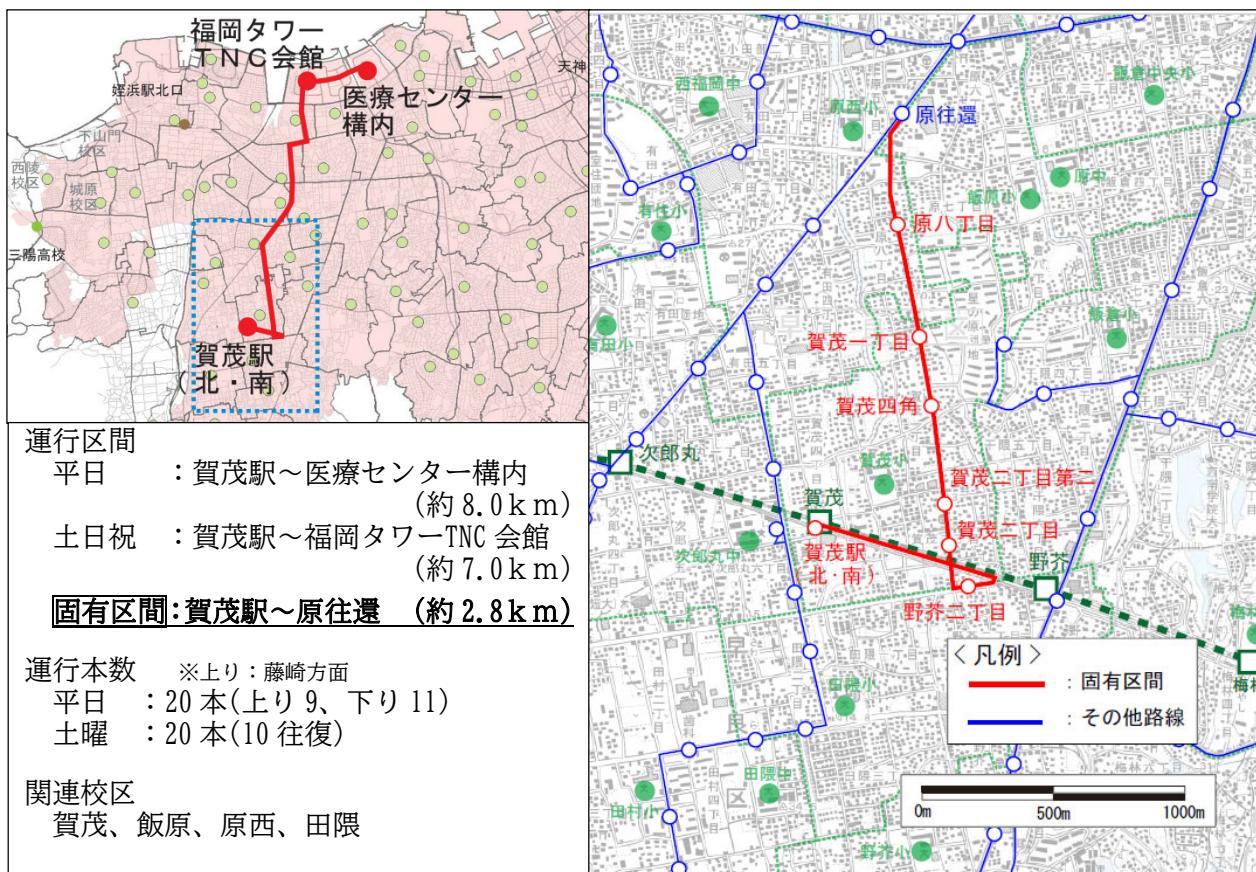
1. 趣旨

賀茂藤崎線については、平成22年に廃止申し出があり、平成24年度第1回福岡市地域公共交通会議において協議運賃で運行されており、地域等と利用促進を行うなど、路線維持に取り組んでいる。

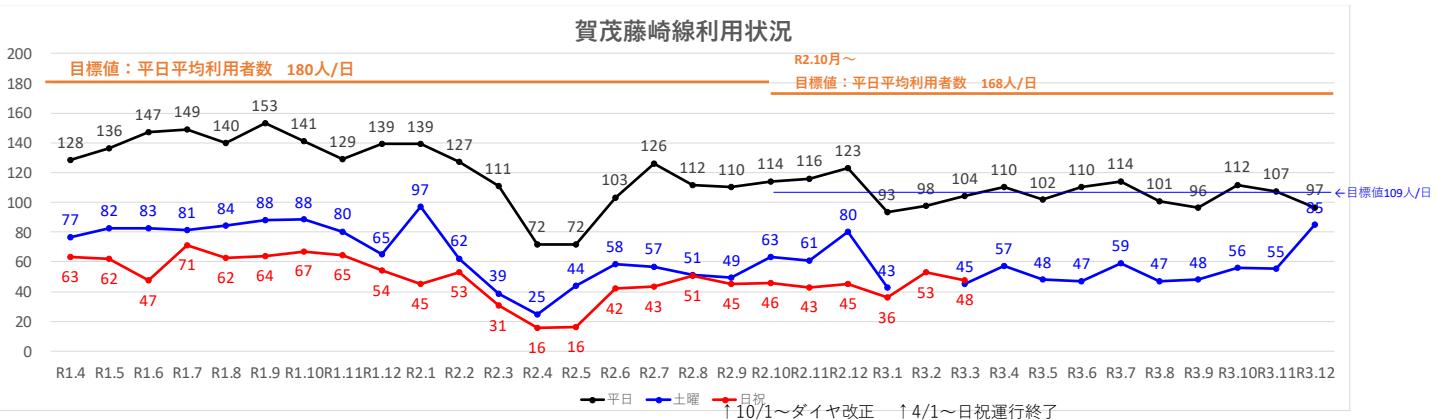
令和3年12月に西日本鉄道(株)において、バス利用促進のため、「子ども50円バス」施策を西鉄グループが運行する全地域で行うことから、賀茂藤崎線においても、令和3年度第3回福岡市地域公共交通会議の議決を経て、同施策が実施されている。

今後、同様の施策を別日程で行う場合は、事業者にて関係者と協議の上、必要な手続きを行い実施し、結果を地域公共交通会議に報告することとなっており、令和4年4月から同施策が実施されたことから、本会議に報告するもの。

2. 賀茂藤崎線の概要



<参考>利用状況（1日平均利用者数（人/日））



3. 運賃

賀茂藤崎線の大人（12歳以上（中学生以上））運賃表は下表のとおり

(九州医療センター)

九州医療セ
ンターア

小児運賃（6歳以上 12歳未満（小学生））半額

※主要停留所の運賃のみ記載

※5円の端数は10円単位に切り上げ

：固有区間

※固有区間で乗降した場合が協議運賃

4. 割引等 ※今回報告事項

割引の種類	適用開始時期	概要
小児運賃50円	令和3年度:12/24～12/30 令和4年度: 4/29～ 5/8	小学生の現金利用に限り小児運賃50円(1乗車) 小学生の小児運賃50円(1乗車) ※現 金:50円を支払 ニモカ:50円との差額分を後日ポイントバック (ニモカ以外は対象外)

※賀茂藤崎線を含む、西鉄グループが運行する全地域の西鉄バスにおいて実施

<参考> ※令和3年度第3回福岡市地域公共交通会議の議決事項

(1) 議決事項

運賃申請：届出運賃（割引等）

※以後、同様の施策を別日程で行う場合は、事業者にて関係者と協議の上、必要な手続きを行い実施する。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

【参考】議決の根拠法令（地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置）

運賃申請（運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化）

→協議を経ることにより、運賃申請を当該運賃にて届出とすることが可能。

オンデマンド交通社会実験について

オンデマンド交通社会実験について

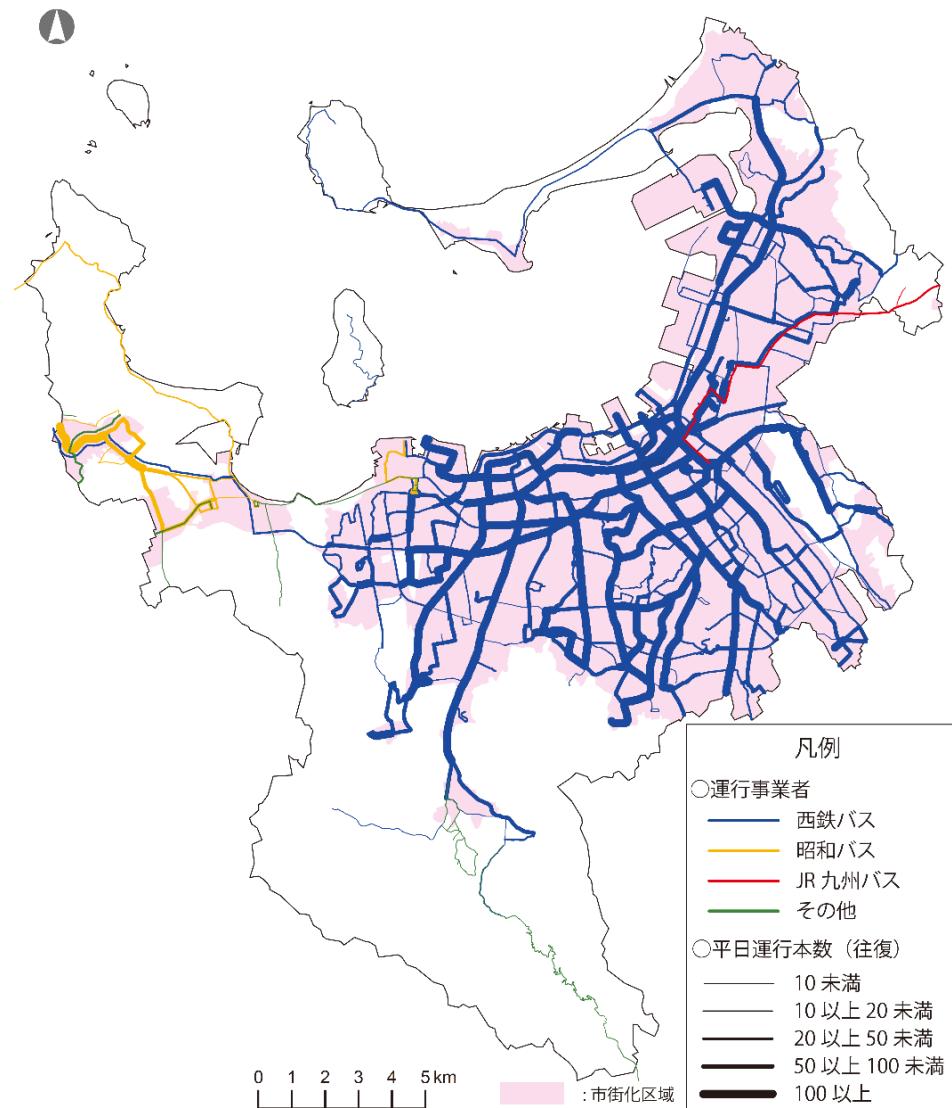
1

1. はじめに

郊外部の人口減少や高齢化の進展などにより、
地域の**公共交通を取り巻く環境は厳しい状況**にある。

平成14年の道路運送法改正直後にはバス路線の
休廃止が相次ぎ、近年では、高度経済成長期に開発され
た住宅地における高齢化が顕著となり、**丘陵地など、公共交通が不便な地域における生活交通の確保が課題となっ**
ている。

市内バス路線の運行本数 (R3.12時点)

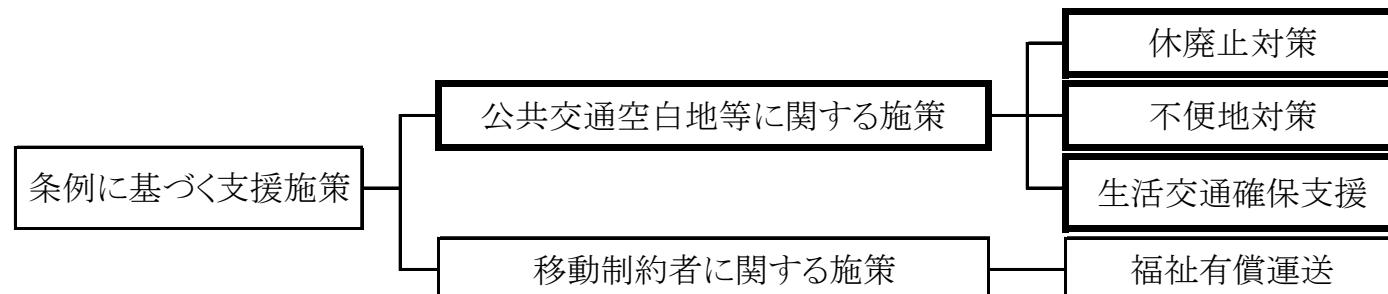


参考：市内のバス交通の現状

市内においては、西鉄バス、昭和バス、JR九州バス等
が路線バスを運行しており、
幹線道路を中心としたバスネットワークが形成されている。

2. 生活交通条例に基づく支援施策

「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年12月28日施行）」に基づき、市による「公助」を、市民及び市民団体による「共助」及び「自助」、並びに公共交通事業者のさらなる「努力」で補い合いながら、**地域、交通事業者と共に働くで、生活交通の確保に取り組んで**いる。



(1)休廃止対策

バス路線の休廃止に伴い公共交通空白地となる地域において、代替交通の運行経費に補助を行う。

(2)不便地対策

バス停・鉄道駅から一定の距離又は高低差のある地域などにおいて、地域主体の生活交通確保の取組みに対し、検討経費や交通事業者が実施する試行運行の経費に補助を行う。

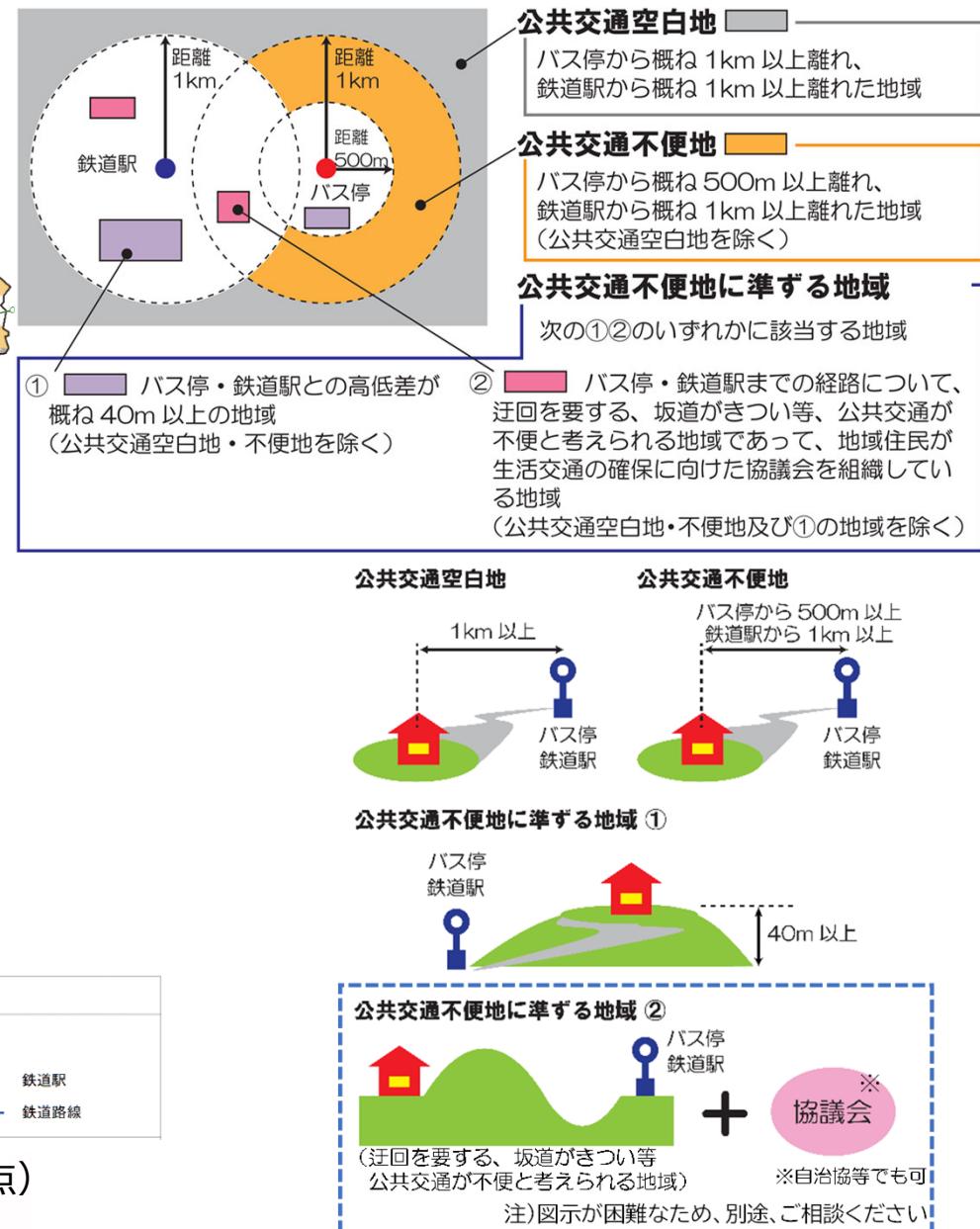
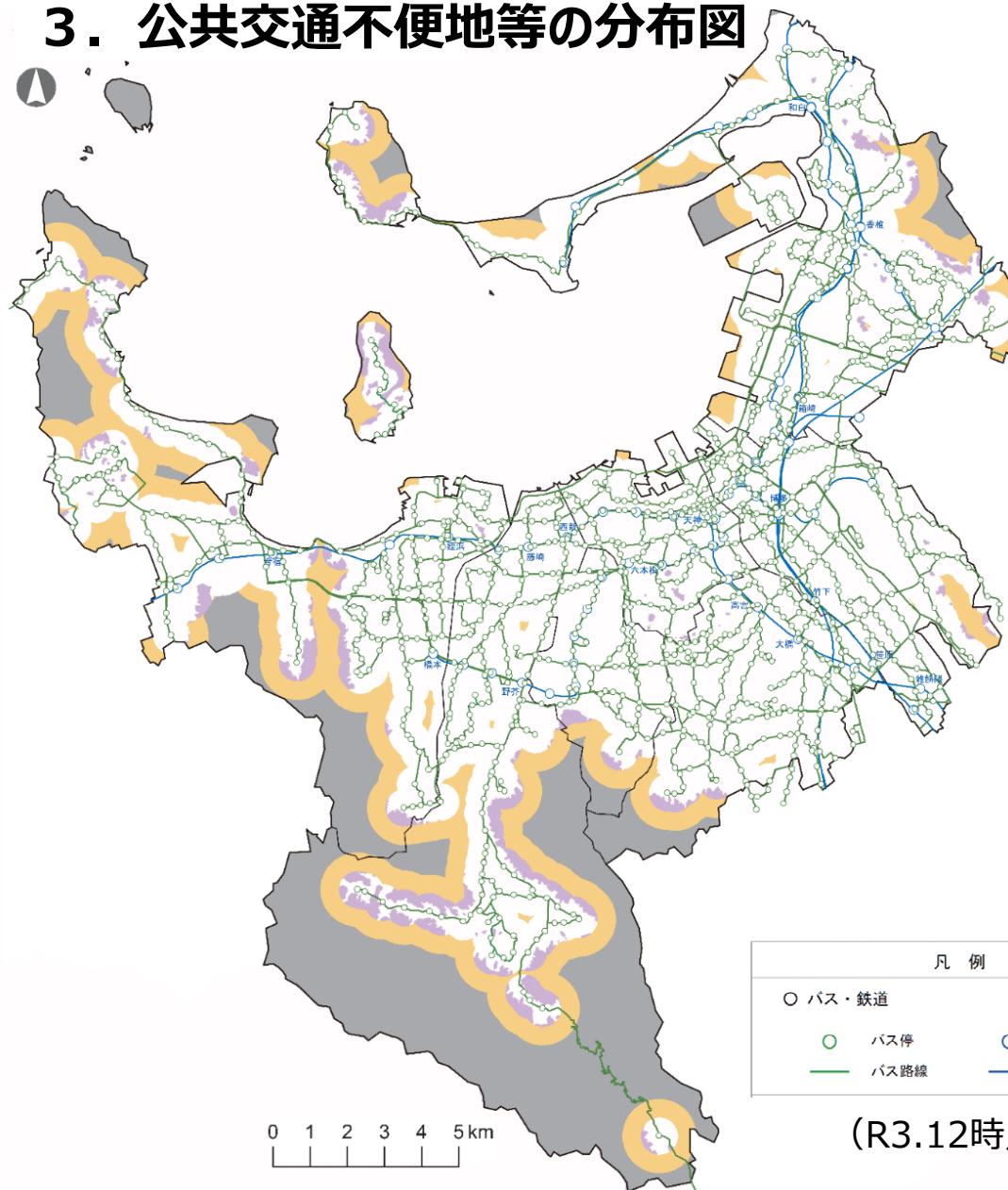
(3)生活交通確保支援

休廃止対策や不便地対策の対象地以外において、生活交通確保に向けた地域主体の取組みに対し、地域と事業者間の調整などの活動支援を行う。

オンデマンド交通社会実験について

3

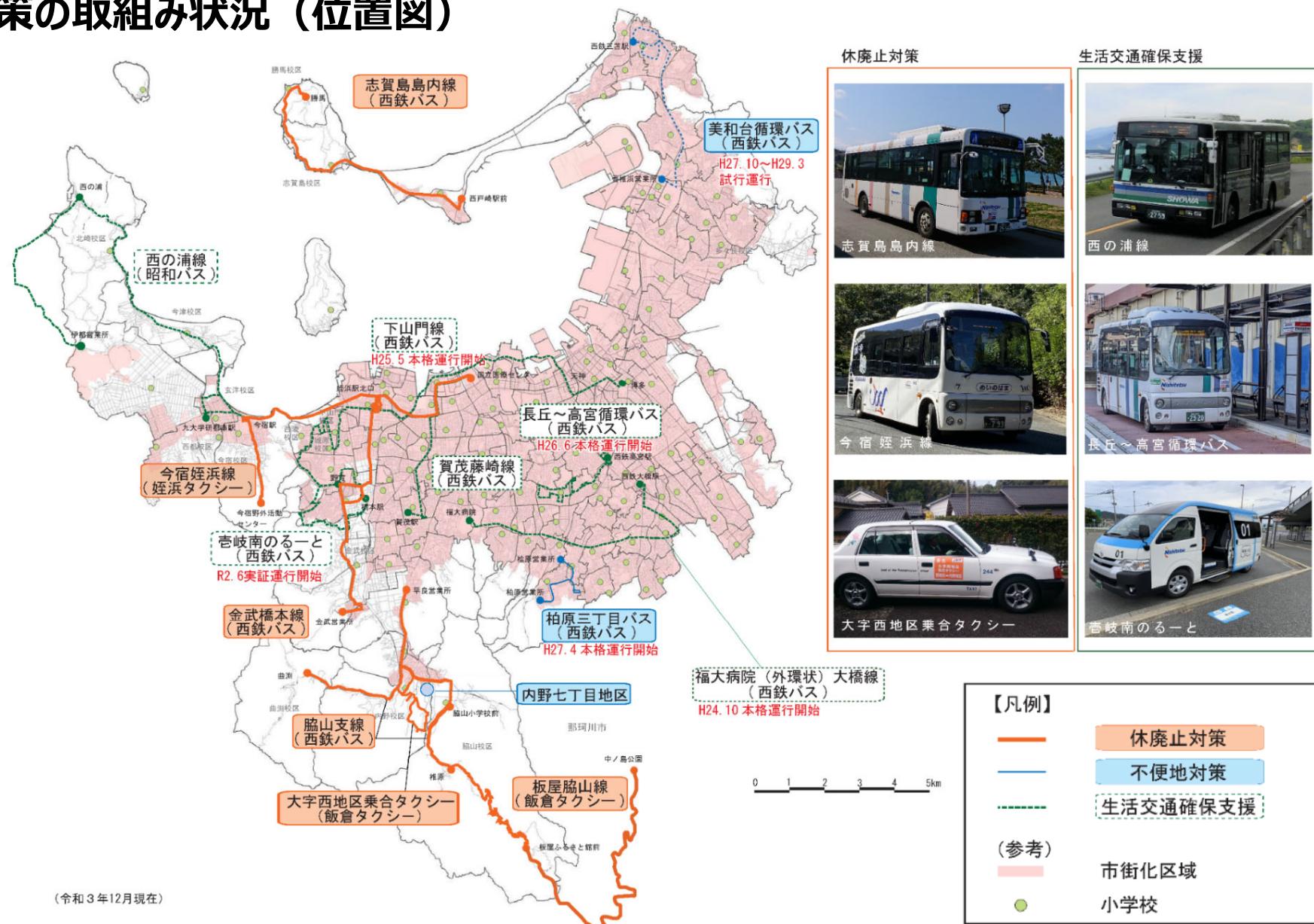
3. 公共交通不便地等の分布図



オンデマンド交通社会実験について

4

4. 施策の取組み状況（位置図）



5. 生活交通の課題等

- ・高齢化の進展等により、高台など公共交通が不便な地域における生活交通の確保が課題
- ・バス運転手不足に加え、コロナ禍でバス利用者が減少するなど、路線の維持が課題

〈R1住民意識調査の主な結果（高齢者）〉

- ・居住地域の公共交通は全体で約8割の方が概ね便利と回答
- ・外出頻度はそれほど多くない（週2～3回）が日中の買い物等の移動がある
- ・年齢が高くなるほど無理なく歩ける距離は短くなるなど

〈交通手段の特性〉

路線バス（中型バス） (中型バス：定員約50人)	路線バス（ミニバス） (ジャンボタクシー：定員約8人)	オンデマンド交通 (ジャンボタクシー：定員約8人)	予約型乗合タクシー (小型タクシー：定員約4人)
<p>・路線を設定し、時刻表に沿って乗客を運送</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・通勤通学等まとまった需要に対応、コストは高い ・住宅街などの狭い道路は運行不可 <p>【事例】志賀島島内線 等</p>	<p>・路線を設定し、時刻表に沿って小規模の乗客を運送</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・中型バスよりコストは低いが、輸送量は小さく、採算性確保が困難 ・小型車両で狭い道路も運行可 	<p>・運行区域を設定し、予約に応じて、都度、乗客を運送（時刻表なし）</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・エリア内に乗り場を細かく設定可能 ・予約に応じた効率的な運行により、中型バスよりコストが抑えられ、利便性も高い <p>【事例】壱岐南のると 等</p>	<p>・運行区域等を設定し、予約に応じて、時刻表に沿って乗客を運送</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・需要が少ない地域でコストを抑えて運行 ・輸送量が小さく採算性確保は困難 <p>【事例】大字西地区乗合タクシー 等</p>

大

輸送量(利用者)

小

オンデマンド交通社会実験について

6

6. オンデマンド交通の事例

(オンデマンド交通の事例)

福岡市
西区壱岐南地区
「壱岐南のると」
※実証運行中



実証期間 : R2.6～R4.5 (2年目)
運行時間 : 8:30～18:30
運行台数 : 1台 (乗客定員8名)
運行エリア : 約2.0km × 約1.5km
エリア内人口 : 約1万人 (高齢化率37%)
運賃 : 300円／回
予約方法 : 電話・アプリ

長崎県五島市
富江地区
「チョイソコごとう」



実証期間 : R3.4～ (R2.10～R3.3実証運行)
運行時間 : 8:00～15:00 (平日のみ)
運行台数 : 1台 (乗客定員4名)
運行エリア : 約16km²
エリア内人口 : 約4,500人 (高齢化率47%)
運賃 : 300円／回
予約方法 : 電話

(オンデマンド交通)

- ✓ 時刻表がなくアプリや電話で予約、AIが選んだ最適なルートで運行
- ✓ 面的に一定の需要が広がるエリア内での比較的短距離の移動に用いられる



(採算性の確保の取組み事例)

スポンサー制度による収入安定化 (愛知県豊明市)

- ・AIオンデマンド交通「チョイソコとよあけ」では、「エリアスポンサー制度」を導入し、収入確保
- ・スポンサーは、協賛金を払うことで自社施設などに乗降所を設置でき、それにより利用者の集客が期待

○エリアスポンサー制度

協賛金の額に応じて、のりば設置や車両・車内広告など、特典に差が付けられている。



(株)アイシン: ホームページより

7. 社会実験の趣旨

- 高齢化の進展等に伴い、公共交通が不便な地域の生活交通確保が課題

(高齢者の主な移動ニーズ(R1調査)：日中の買い物等の移動はあるが、頻度は週2～3回)

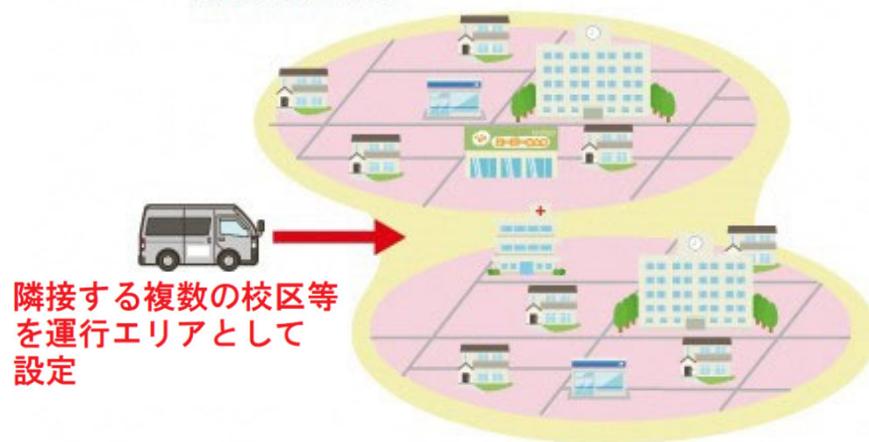
- 地域のニーズと交通手段をマッチングさせ、持続可能な生活交通確保の仕組みづくりが必要

- 取組みの一つとして、「オンデマンド交通」を活用して運行内容の工夫等の社会実験を実施

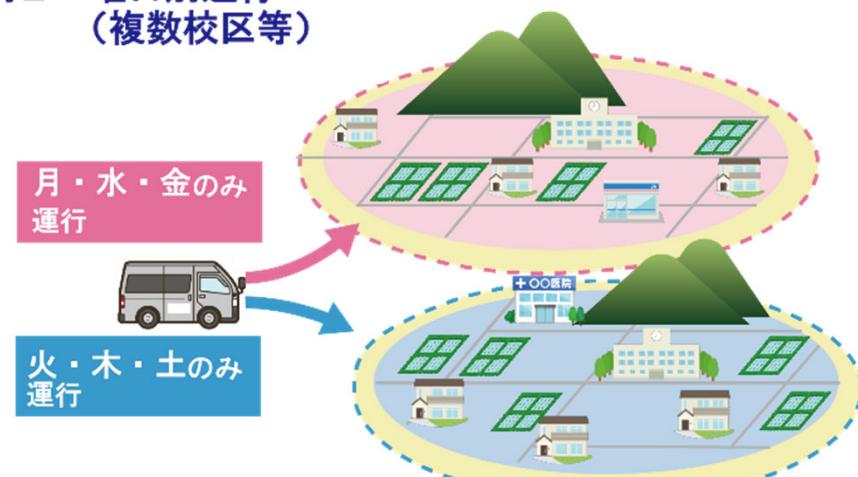
(運行内容の工夫等：①複数校区等の広いエリアでの運行、②曜日ごとにエリアを組み合わせた運行)

- 持続可能とするため、地域の積極的な参画のもと、地域・交通事業者・市の三者で共働した取組みを実施

例1：柔軟なエリア設定
(複数校区等)



例2：曜日別運行
(複数校区等)



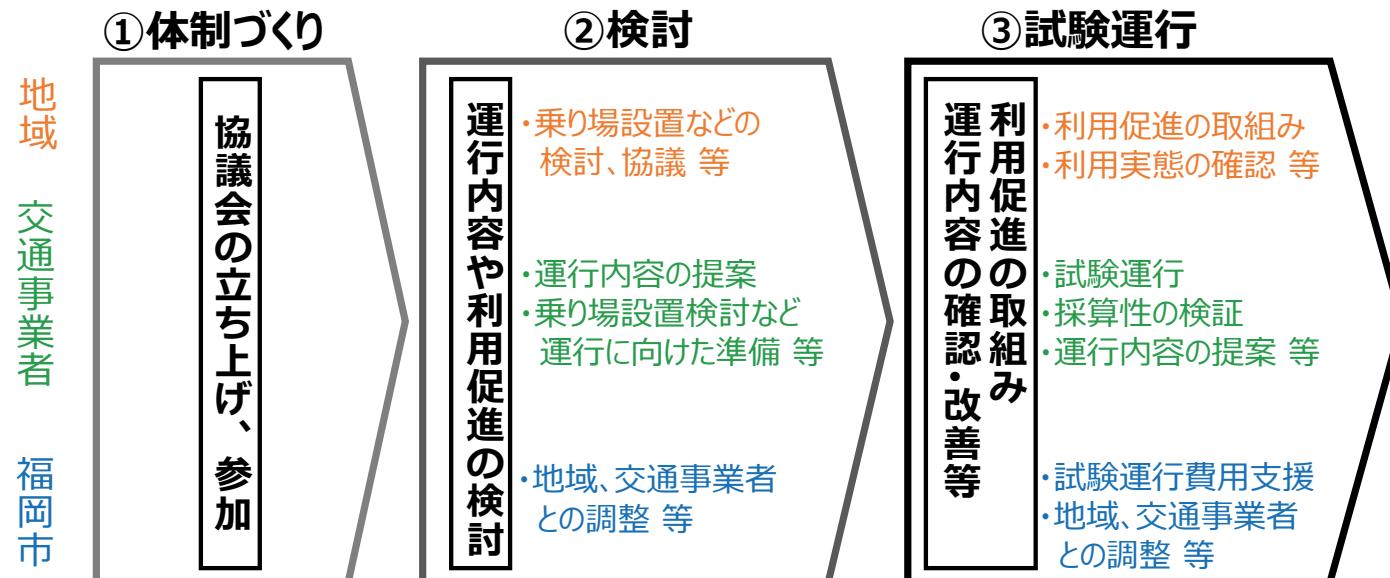
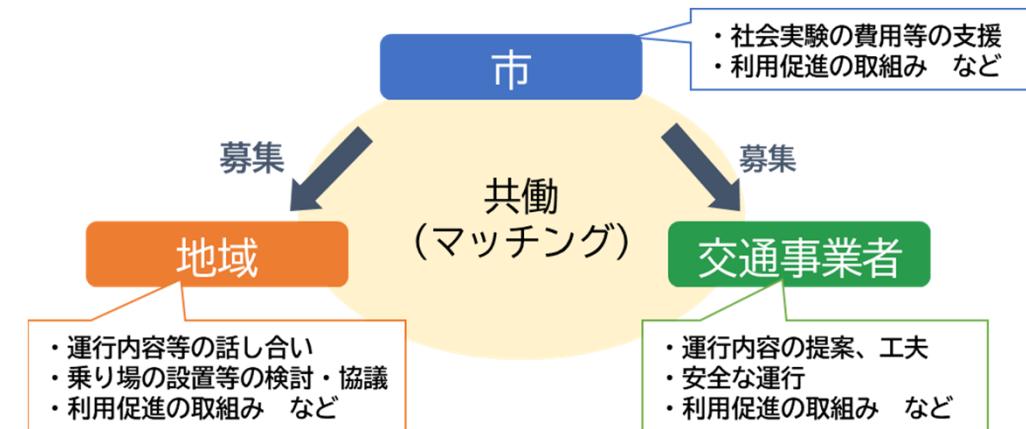
※ 2つ又は3つの地区で曜日を組み合わせて運行

オンデマンド交通社会実験について

8

8. 社会実験の仕組み・流れ

- 市と共に、運行内容の検討や利用促進等に
主体的に取り組む地域・交通事業者をそれぞれ募集
- 評価委員会による交通事業者の評価等を経て、
市で地域と交通事業者をマッチングし、決定
- 決定後、市、交通事業者、地域の三者で覚書を締結し、運行内容や利用促進策の協議・検討など、
運行に向けた取組みを開始
- 市は、交通事業者と締結する協定書をもとに、**初期経費や収支差額を負担**



9. 試験運行の内容

運行形態：オンデマンド交通

車両：小型車両1台

エリア：3エリア程度

※1エリアあたり複数校区(2~3校区程度)を想定

乗り場：1エリア内60箇所程度

(運行開始時：40箇所程度)

※地域・交通事業者・市の協議により決定

運行時間：地域の状況等により設定（例 8:30~18:30）

※予約に応じて都度運行

運行期間：12か月間（予定）

運行内容：複数校区等での広域、曜日別運行

※地域の応募時に曜日別運行の意向を確認

【オンデマンド交通】

- ・時刻表がなくアプリや電話で予約、AIが選んだ最適なルートで運行
- ・面的に一定の需要が広がるエリア内の比較的短距離の移動に用いられる



(参考) オンデマンド交通利用の流れ

予約（乗りたい時間・場所などを伝える）
※スマートフォンや電話

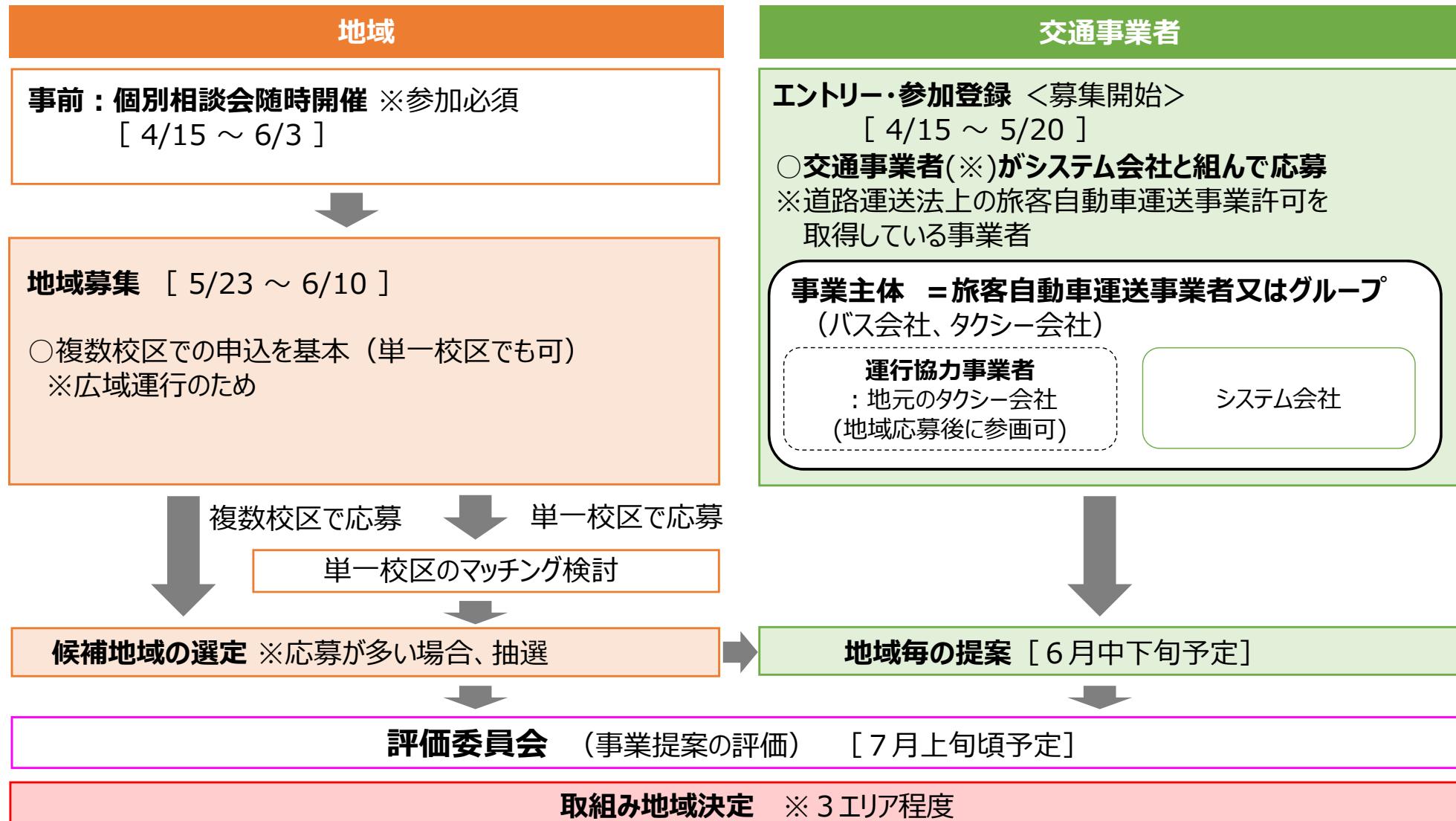
指定された時間・乗り場で待つ

車両がきたら乗る

運賃を支払う



10. 取組み地域決定までの流れ



11. 地域および交通事業者の募集条件について

地域

- (1) 公共交通が不便な地域を含む地域であること
- (2) 面的に一定の需要が広がり、複数校区等で広域、曜日別運行等に取り組む地域であること
- (3) 生活交通の必要性を認識し、その確保に向けて他校区と連携し、主体的な取組み※ができるこ
※地域の主な役割として、交通事業者や市と協力して取り組んでいただくこと
 - ・運行内容等を話し合う場の立ち上げ・運営
 - ・乗り場の設置などの検討・協議
 - ・地域企業等からの協賛に関する協議
 - ・地域住民への周知、利用促進の取組み
- (4) 個別相談会に参加していること

交通事業者

- (1) 道路運送法第3条第1号に定める一般旅客自動車運送事業の許可を有する交通事業者又は事業者グループであること。
- (2) AIオンデマンド交通システム（AI（人工知能）を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステム）を用いた運行が可能であること。
- (3) 運行を行う事業者は福岡市内に本社（本店）、支社（支店）、営業所等の拠点を有すること。
- (4) 税・暴力団対策等に関する資格要件を満たしていること。

12. 今後の進め方

- 早期の運行を目指し、関係者と協議・検討を進めていく。

